

諮問番号：令和 7 年度 諮問第 1 号

答申番号：令和 7 年度 答申第 3 号

答 申 書

第 1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第 2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の(1)及び(2)の理由から、処分庁（札幌市〇区保健福祉部長）が請求人に対して令和 6 年 8 月 2 9 日付けで行った身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号。以下「法」という。）第 1 5 条第 4 項の規定に基づく身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付決定（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めている。

(1) 請求人を診療する医師（以下「指定医」という。）が作成した診断書・意見書（以下「本件診断書等」という。）では等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和 2 5 年厚生省令第 1 5 号。以下「省令」という。）別表第 5 号に規定する障がいの級別をいう。以下同じ。）が「3 級」相当と記載されているにもかかわらず、本件処分において「5 級」とされている。

(2) 筋力テストを実施していないにもかかわらず、本件診断書等において〇との評価があるが、実生活で不自由なことが多い。

2 処分庁の主張の要旨

本件処分は、法令等に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

第 3 事案の概要

1 令和 6 年 7 月 2 2 日、請求人は、処分庁に対し、指定医が同月 1 3 日付けで作成した本件診断書等を添えて、手帳の交付申請を行った。なお、請求人は、これまで

手帳の交付申請を行ったことはなかった。

本件診断書等には、請求人に係る「①障害名」に「両上下肢機能障害」と、「②原因となった疾病・外傷名」に「脊椎関節炎」と記載された上で、「障がいの程度」については「身体障害者福祉法別表に掲げる基準に該当する（３級相当）」と、「部位ごとの個別等級」のうち「上肢」については「４級」、「下肢」については「５級」と記載されていた。

- 2 その後、処分庁は、法第１１条第１項の身体障害者更生相談所である札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい者更生相談所（以下「市更生相談所」という。）に対し、請求人に係る等級の認定などを依頼した。
- 3 令和６年７月２５日、市更生相談所は、「診断書の内容からは一肢全体の障害とせず、個々の関節等の重複障害である根拠が示されておらず判定が困難であったほか、合計指数の算出方法（中略）に疑義が生じた」ことから（弁明書３(3)）、指定医に対し、疑義照会を行った。
- 4 令和６年８月７日、市更生相談所は、指定医から前記３の疑義照会に対する回答を受領した。

当該回答には、請求人に係る等級について「障害等級３級」及び「障害程度上肢４級下肢５級」と、その理由について「意見書に記載したとおり。両上・下肢の全ての関節とは、両肩関節、両肘関節、両手関節、両手指関節、両股関節、両膝関節、両足関節のこと。よって上肢は指数 0.5×2 （両側） $\times 4$ （肩・肘・手・手指） $= 4$ 。下肢は同様に $0.5 \times 2 \times 3 = 3$ 。関節の腱付着部を中心に圧痛が強く、このため筋力も十分に発揮できない状態」と、それぞれ記載されていた。

- 5 令和６年８月２２日、市更生相談所は、前記４の回答によっても「全ての関節が同一の障害程度でありながら、上肢全体及び下肢全体の障害とせず、関節ごとに指数を合算しなければならない理由が得られなかった」ことから（弁明書３(5)）、障害程度審査委員会（札幌市障害程度審査委員会設置要綱（昭和６２年１２月２８日民生局長決裁）に規定する障害程度審査委員会をいう。以下「審査委員会」という。）を招集し、審査委員会において、本件診断書等の記載内容について審査を行った。

同日、市更生相談所は、前記４の回答及び審査委員会の審査結果を踏まえ、処分庁に対し、請求人に係る等級を５級と認定した旨を通知した。

- 6 令和６年８月２９日、処分庁は、前記５の市更生相談所の認定結果を踏まえ、請

求人に対し、本件処分を行った。

- 7 令和6年9月30日、請求人は、札幌市長に対し、本件処分の取消しを求め、本件請求を行った。

第4 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書における判断の要旨

- (1) 手帳の交付に関する手続について、違法又は不当な点は認められない。
- (2) 請求人の等級について、本件診断書等の記載内容及び審査委員会の審査結果から、両上肢については「一上肢の機能の軽度の障害」（等級7級、指数0.5）であり、省令別表第5号備考2の規定等により等級は6級（ 0.5×2 （両側） $= 1$ ）になるとともに、両下肢については「一下肢の機能の軽度の障害」（等級7級、指数0.5）であり、同じく同表備考2の規定等により等級は6級（ 0.5×2 （両側） $= 1$ ）となることから、最終的な等級は、同表備考1の規定等により5級（ $1 + 1 = 2$ ）と認定することが相当である。
- (3) 本件処分は、関係法令等の規定に基づいて行われているものであると判断され、処分庁の決定に違法又は不当な点は認められない。

2 審理員審理の経過（日付は、令和6年又は令和7年）

10月21日	審査庁（札幌市長）が、請求人が行った審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
11月26日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
3月12日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
3月19日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第5 諮問説明書の要旨

1 裁決についての審査庁の考え

本件請求を棄却する。

2 争点及びこれについての審査庁の考え

(1) 争点

本件処分における等級の認定について（指定医と審査委員会のどちらの判断を

尊重すべきか)

(2) 争点についての審査庁の考え

前記第4の1と同旨である。

第6 本審査会調査審議の経過等

1 調査審議の経過（日付は、令和7年）

4月3日	審査庁が、本審査会に諮問
7月2日	審査庁に対する調査の実施（後記2参照）
7月4日	審査庁が、本審査会の調査に対する回答を提出
7月15日	第1回調査審議の実施（令和7年度第2回札幌市行政不服審査会）

2 審査庁に対する調査

令和7年7月2日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、審査庁に対し、審査請求書の「(2) 審査請求の理由」中「イ・筋力テストをしていないにもかかわらず○との評価」「実生活で不自由なことが多いため。」に対する審査庁の考えについて、回答を求めた。

これに対し、審査庁から、指定医への確認の結果、「令和6年7月4日当院外来にて小生が実施」「ROM（関節可動域）の c h e c k と同時に行っているが、身障の書類に記載する内容はMMT（筋力テスト）で4以上であれば全て「○」となるため、重力に反して苦労なく動かせれば麻痺はないと判断でき、「○」と記載している。」との回答があったことから、請求人の主張には理由がない旨の回答があった。

第7 本審査会の判断の理由

1 本件処分に関する法令等の規定について

(1) 手帳の交付について

法第15条第1項本文において、身体に障がいのある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地。以下同じ。）の都道府県知事に手帳の交付を申請することができるものとされている。

また、都道府県は、身体障がい者の更生援護の利便のため、及び市町村の援護の適切な実施の支援のため、必要の地に身体障害者更生相談所を設けなければならない（法第11条第1項）、身体障害者更生相談所については、身体障がい者の福祉に関し、主として法第10条第1項第1号に掲げる業務（法第18条第2項の措置に係るものに限る。）及び法第10条第1項第2号ロからニまでに掲げる業務を行うものとされているところ（法第11条第2項）、当該業務の一つとして、身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定を行うことが規定されている（法第10条第1項第2号ハ）。その上で、都道府県知事は、法第15条第1項の申請に基づいて審査し、その障がいが別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないとされている（同条第4項）。

なお、これらの都道府県が行うこととされる事務は、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）においては、指定都市が処理するものとされている（法第43条の2、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第34条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の28第1項）。

以上を受け、札幌市では、市更生相談所の事務分掌として、身体障がい者の医学的判定、心理学的判定及び職能的判定に関することが規定されている（札幌市事務分掌規則（昭和47年規則第23号）別表3保健福祉局障がい保健福祉部の款障がい者更生相談所の目第2号）。

なお、札幌市では、手帳の交付に係る事務については、市長から各区の保健福祉部長に委任されている（札幌市保健福祉部長事務委任規則（昭和47年規則第44号）第6号）。

(2) 等級について

手帳には、障がい名や等級等を記載するものとされ（省令第5条第1項）、等級については、省令別表第5号において、重度のものから順に1級から7級までに区分して規定されている（省令第5条第3項）。

このうち、7級に該当する上肢の肢体不自由の障がいについて、「一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害」「一上肢の手指の機能の軽度の障害」などが定められているほか、下肢の肢体不自由の障がいについては、「一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節

の機能の軽度の障害」などが定められている。

また、同号備考2において、「肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。」と規定されている。

(3) 2つ以上の障がい重複する場合の取扱いについて

2つ以上の障がい重複する場合の取扱いについては、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成15年1月10日付け障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「認定基準」という。）における肢体不自由の各項解説において、以下のとおり示されている。

六 2つ以上の障害が重複する場合の取扱い

2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、次により認定する。

1 障害等級の認定方法

- (1) 2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、次により認定する。

合計指数	認定等級
18以上	1級
11～17	2 〃
7～10	3 〃
4～6	4 〃
2～3	5 〃
1	6 〃

(2) 合計指数の算定方法

ア 合計指数は、次の等級別指数表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとする。

障害等級	指数
1級	18
2 〃	11
3 〃	7
4 〃	4

	5 〃	2
	6 〃	1
	7 〃	0. 5
イ (省略)		
2 及び 3 (省略)		

2 本件処分について

(1) 請求人の主張(1) (請求人の等級) について

ア はじめに

前記第5の2(1)のとおり、本件においては、等級の認定に当たり、指定医と審査委員会のどちらの判断を尊重するか、という点が争点となっている。

この点につき、等級の認定に当たっては、専門的な知識・経験を有する医師の判断に基づいて行われるべきものであるところ、指定医及び審査委員会の委員は共に医師であること、また、他に適当な認定の方法が見当たらないことから、当審査会においても、指定医の認定と審査委員会の認定のどちらが適当かという観点から判断を行うこととする。

イ 指定医の認定

指定医は、次の(ア)及び(イ)により、請求人の等級を3級とする認定を行っているものと考えられる。

(ア) 請求人の両上肢については、全ての関節（肩関節、肘関節、手関節及び手指の関節）に「軽度の障害」（等級7級）があり、指数が 0.5×4 （上肢の関節の数） $\times 2$ （両側） $= 4$ となることから、等級を4級と認定し、また、請求人の両下肢については、全ての関節（股関節、膝関節及び足関節）に「軽度の障害」（等級7級）があり、指数が 0.5×3 （下肢の関節の数） $\times 2$ （両側） $= 3$ となることから、等級を5級と認定した（省令別表第5号7級の項並びに認定基準六の1(1)及び(2)ア）。

(イ) その上で、両上下肢の指数（それぞれ4及び3）を合計した指数7をもって、最終的な等級を3級と認定した（認定基準六の1(1)）。

ウ 審査委員会の認定

審査委員会は、次の(ア)及び(イ)により、請求人の等級を5級とする認定を行っている。

(ア) 請求人の両上肢については「一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害」及び「一上肢の手指の機能の軽度の障害」(いずれも等級 7 級)が 2 つ以上重複することから等級を 6 級と認定し、また、請求人の両下肢についても同じく「一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害」(等級 7 級)が 2 つ以上重複することから等級を 6 級と認定した(省令別表第 5 号 7 級の項及び備考 2)。

(イ) その上で、両上下肢の指数(どちらも 1)を合計した指数 2 をもって、最終的な等級を 5 級と認定した(認定基準六の 1 (1)及び(2)ア)。

エ 審査会の判断

前記イの指定医の認定方法は省令別表第 5 号備考 2 にのっとっておらず、独自の認定方法を採用しているところ、そのような認定方法を用いる理由が不明であり、一方で、審査委員会の認定方法は前記ウのとおり省令等に正しくのっとったものと認められる。

よって、当審査会としては、審査委員会の認定が適当であるものと判断する。

(2) 請求人の主張(2)(筋力テストの実施等)について

前記第 2 の 1 (2)のとおり、請求人は、筋力テストを実施していないにもかかわらず、本件診断書等において○との評価があるが、実生活で不自由なことが多い、と主張する。

確かに、請求人の障がいの程度からすれば、実生活で不自由なことが多いことは察せられるものの、前記第 6 の 2 の調査によれば、指定医は令和 6 年 7 月 4 日に当該テストを実施し、その上で評価を行っているとのことであり、また、前記(1)エのとおり、請求人の等級は 5 級が適当であると判断されることから、この請求人の主張には理由がない。

3 結論

本件処分は前記 1 の法令等に基づき適正に行われたものであり、前記 2 のとおり請求人の主張はいずれも理由がない。その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められない。また、審理員の審理手続についても、適正なもの認められる。

よって、本審査会としては、前記第 1 のとおり結論付ける。

令和7年（2025年）7月24日

札幌市行政不服審査会

委員（会長） 片 桐 由 喜

委員 中 島 正 博

委員 津 田 智 成